

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によって、地域森林計画を立てようとするので、同法第六条第一項の規定によって、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和元年十月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 森林計画区の名称及び関係市町

森林計画区の名称	関 係 市 町
江の川上流	三次市、庄原市、安芸高田市

二 縦覧場所

広島県農林水産局林業課及び関係広島県農林水産事務所

三 縦覧期間

令和元年十月三十一日から令和元年十一月二十五日まで